

Q 組合の通常総会終了後には、どのような事務手続きが必要でしょうか？
 なお、当組合は、今年度の通常総会で役員が任期満了となり、役員の変更を行いました。
 また、本総会で組合定款の変更を可決しました。

A 通常総会の終了後には、毎年度、2週間以内に所管行政庁(国や県、市)に対し、①**決算関係書類**を提出しなければなりません。また、ご質問にあるように役員改選を行った場合は、決算関係書類と併せて②**役員変更届出書**の提出が必要となります。さらに、総会で定款変更を可決した場合は、③**定款変更の認可申請**を行い、所管行政庁(国や県、市)より認可を受けなければなりません。所管行政庁からの認可書の到達日をもって変更箇所の効力が発生します。

また、役員改選を行った場合は、**理事長の変更の有無(重任・新任)に関わらず**、法務局へ④**代表理事の変更登記**が必要になります。組合定款の役員任期毎に必要となりますのでご注意ください。

〔注・・・決算関係書類や役員変更届の提出、変更登記を怠った場合、中小企業等協同組合法第115条により20万円以内の過料に処せられる場合がありますのでご注意ください。〕

○所管行政庁(国並びに県、市)への書類提出

①中小企業等協同組合(協業組合・商工組合・商店街振興組合)決算関係書類提出書

添付書類：事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案(または損失処理案)、総会議事録

②中小企業等協同組合(協業組合・商工組合・商店街振興組合)役員変更届出書

(※総会で役員の変更または役員の補充をした場合)

添付書類：変更の年月日及び理由を記載した書面、変更した事項を記載した書面、理事会議事録

(任期満了による役員改選ではなく、役員の補充の場合は、総会議事録も添付)

③中小企業等協同組合(協業組合・商工組合・商店街振興組合)定款変更認可申請書

(※総会で定款変更を可決した場合)

添付書類：変更理由書、定款中の変更しようとする箇所を記載した書面、総会議事録

・提出部数：県・市の場合は各2部(国・東北運輸局等への提出場合は各3部)

・提出先：本会事業振興部・大館支所・横手支所へご提出下さい。

本会を經由し、各所管行政庁へ提出します。

○法務局への代表理事の変更登記申請

④事業協同組合(協業組合・商工組合・商店街振興組合)変更登記申請書

添付書類：定款、総会議事録、理事会議事録、委任状(代理人申請の場合)・・・各1通

提出先：組合所在地を管轄する法務局もしくは支局へご提出下さい。(下記参照)

商業・法人登記事務の秋田地方法務局への集中化(事務委任)に伴い、登記事務の取扱いが変更されている市町村がありますのでご注意ください。

秋田地方法務局・・・秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、能代市、八峰町、藤里町、三種町、由利本荘市、にかほ市、大館市、北秋田市、上小阿仁村、鹿角市、小坂町、湯沢市、羽後町、東成瀬村

横手支局・・・横手市

大曲支局・・・大仙市、仙北市、美郷町